

第十三回国会 農林委員會 議 録 第三十六号

昭和二十七年五月十七日(土曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長代理 理事 遠藤 三郎君

宇野秀次郎君 小笠原八十美君

小淵 光平君 坂田 英一君

坂本 實君 千賀 康治君

田中 彰治君 橋谷仙太郎君

原田 雪松君 吉川 久衛君

高倉 定助君 石井 繁九君

出席政府委員

農林事務官 小倉 武一君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩展 博君

専門員 藤井 信君

五月十六日

佐土原町地区一ツ瀬川筋土地改良区
のかんがい用水路工事費国庫補助に
関する請願(佐藤重遠君外二名紹介)
(第二七三三号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫
補助に関する請願外五件(今井耕君
紹介)(第二七六六号)

本日の会議に付した事件

農業災害補償法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一〇八号)

農業災害補償法臨時特例法案(内閣
提出第一三三三号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五
五号)

○遠藤委員長代理 これより農林委員
会を開会いたします。委員長がさしつ
かえがありますから、私が代行して委
員長の職務を行います。

これより農業災害補償法の一部を改
正する法律案、農業災害補償法臨時特
例法案及び農業共済基金法案の三案を
一括議題といたし、前会に引き続き質疑
を行います。吉川君。

○吉川委員 私は、ただいまの議案に
ついて、今までにお伺いをいたしまし
たことと、それから同僚議員によつて
行われた質疑とを重ねてお話ししまし
て、残った部分の若干の問題、並びに
ただいまで行われた問題のうちで、
まだ十分究明されていない問題等につ
いてお尋ねをいたしたいと思います。

第一に、強制共済と任意共済とをあ
わせ行うことが、国家補償事業に向
けられるべき経費の使途を不明確にし
はしないかという点が心配されるの
であります。そういう点についてど
ういうようにごらんになっております
か。そういうことが、公的機関とし
てのこの共済制度の性格を乱してしま
いかという点を憂慮するのですが、
どんなふうにごらんになってございま
すか。

○小倉政府委員 農作物等のいわば強
制的な共済と、建物等の任意共済とを
同一団体がやる場合は、いろいろそこ
にまずい関係が起るはしないかとい
う御心配でございますが、これは事業運
営を運転とやるということでありま
す。御心配の点もあると思ひますが、
経理の問題につきましては、任意共済

は特別の経理の仕方をいたしまして、
農作物、蚕繭あるいは家畜というもの
と別途の経理をいたすようにいたして
おります。さうなことで経理上は混
淆を来すということはないと思ひま
す。それから仕事の分量として、少い
職員でもつて二つの仕事をやるとい
うことは、本来の仕事、むしろ重点的
にやるべき仕事である農作物等の共済に
つきまして、いたつて力が入るとい
うことがない、その点でどうかとい
うこともあるわけでございしますが、この点
につきましても、農作物等につきまし
ては時期的に仕事の繁閑がございま
すので、たとえば冬の農閑期に任意共済
に関する仕事について重点を置くとい
つたようなことで、支障のないよう
にいたしておるつもりであります。

○吉川委員 私はどうも公私混淆の弊
があるような感じがしてならないので
あります。国家補償事業がもつと徹
底するよう、この際根本的な改正を
どうして意図されなかつたのであり
ますか。

○小倉政府委員 根本的と申される論
点は、農作物等の強制的共済と任意的
な共済との分離区分という点につ
いての御質問ではないかというふうに思
ひますが、強制と任意ということは、性
質はなるほど正反對のことで、違つて
おることはこれはもう申すまでもない
ことであります。さうばつといたしま
して、農作物、蚕繭、家畜その他の任意
共済というものを考えてみますと、や
はりそこに画然と線を引けない部分が

あるのであります。経過的に申しまし
ても、たとえば家畜共済は本来任意共
済的なものでございしましたが、現在で
は半強制的な制度になつております。
また現在の農作物にいたしましても、
米とその他の農作物とが、農作物につ
きましての地方的なものが任意共済と
して取上げられる、それが程度健
全な基礎の上に立つておるならば、や
がては重要な特産物等につきましても
強制的な共済に移り得るといふことも
ございします。そこで画然と一線を画す
るといふことも、いわば付随的に
任意共済をやつて、そのうちからだん
だんと全国的な、あるいはしつかりし
た制度に移行して行くといふことも
十分考えられますし、またさういふこ
とも必要ではないかと思ひますので、
任意共済を兼ねて現在のところは當
まっておるものであります。

○吉川委員 局長のお答えは、任意共
済と強制共済とをあわせて行うこと
について、支障がないばかりではなく
て、むしろその方がいろいろの意味に
おいて効果が上るんだというふうな御
見解に立つてのお答えと思うのでござ
います。私が申すまでもなく、日本
の共済事業というものは非常に複雑性
があるのです。せんだつて下山公述人か
ら、アメリカの専門家が来て日本の複
雑な共済制度を非常に異様に見られた
ようなお話もあつたのでございします
が、とにかく国家の補償と勘成によつ
て事業を遂行している国家的な機関、
しかもそれが非常に複雑性を持つてい

るという日本の共済事業の特殊性から
考えてみますと、任意事業を兼営する
といふことは、相当なむだがあるの
ではないかと思ひます。むだがあるとい
ふよりは、不合理といふかエネルギ
を余分に費しておる。しかもその費し
た割合に効果が上らないという矛盾が
あるのではないかと私は思ふのであり
ます。だから、さういつた余力と冗費
を今までの強制事業の改善強化にもつ
と振り向けて行くといふ方が、この意
義のある農業災害補償制度を發展さ
して行く上にむしろ大事なことでや
ないか、さう思ふのでございします。局長
はどうお考えでございしますか。

○小倉政府委員 ただいまの御意見の
ようなことも私十分考えられると思
ひます。本来国の制度として、当然重点
を置くべき農作物等の共済が不十分の
ままで放置されて、いわば二次的
である共済事業に力を入れて、本来
かならずならなければならない仕事
が、さういふことでは、はなはだ遺憾
なことではございします。さういふ点
は運営の問題としても当然なように
考えなければならぬと思ひます。た
だそれがために任意共済を全然この共
済組合に担当させない方が農業災害補
償制度の發展のためにいかにどうか
といふことになりまして、やはり特に農
作物等の農業経営に直接するような災
害につきましては、任意共済を兼ねて
経営できるということによりまして、
補償制度自体をさらに發展して行く
ことも十分考えられると思ふのであり

ます。御承知の通り補償制度が二十二年に制定されましたときは、任意共済制度は入つていなかったものでございませう。これはわれ／＼の考えにも多少遺憾な点があつたのでありますけれども、なおその上当時の議会におかれても、任意共済制度を営むことができないように必要な措置をとれといつたような希望の意見も多数ございまして、さうなことを相まつて、その後の改正で任意共済を加えたといういきさつもございまして、そういう点もあわせ考慮いたしまして、今ただちに強制的なものと任意的なものに一線を劃して処理することは、いたしかねるように思ふのであります。

○吉川委員 局長のおつしやる通り、二十四年の六月第五国会において任意共済ができるようになったわけでありませう。先山下山公流人から、当時この改正を企図せられたのは農林省でありませうが、関係方面と交渉の過程において、議員が提出するならばよろしいが、政府提案ではオーケーは出しかねるということ、遂に議員提出になつたのだといういきさつが明らかにされたのでございませうが、その際、当初においては政府がその改正を企図された、あるいはその当時局長はこの問題に御関係なかつたと思ふのですが、ただいま担当しておいでになるからには、当時の政府が企図された意図はどういうところにあつたか、御存じだらうと思ひますので、その点について伺つてみたいと思ひます。

○小倉政府委員 御指摘の通り、私當時直接にそういう方面のことを担当しておりませんでしたので、明確なことはお答えしかねますけれども、当時政

府の方といたしまして任意共済を加へることをいたしました事情は、一つには、従来農会あるいは農業時代からある程度の任意共済事務をやつておつた、また共済事業そのものが、歴史的に見ますと、任意共済的なものから発展して行つたという事情もございまして、さらにこれを発展させるにはやはり任意共済を営み得る余地を残しておく必要がありはしないかということ、それからこれは農林省部内だけでなくて、関係者の間にそういう要望も出て参りましたので、改正の措置がとられるようになったのではないかと思ふのであります。

○吉川委員 局長はよく事情がわからぬので、あなたの頭で大体想像をしてお答えになつておるようでございませうが、実は私第五国会のときの議事録を読んでみましたところ、農村の民主化のためにやるということ、農村の民主化のときの提案理由の説明にも、坂本委員が懇切に説明されておるものであります。しかし、実際にこの強制共済の仕事をその機関が、農村へ行つて任意共済をやるといふことになる、事實は農村の民主化と逆行するやうな事態を、私たちは見聞しているものでございませう。だからもしそれだけの理由であるとするならば、私は任意共済を合せ行ふということとは、よくないのじやないかということをお考えするのでございませう。それと、私の仄聞するところによりますと、むしろ農村の民主化ということに名をかりて、農村の民主化をねらうのではなくて、どうも国がその共済事業に対して十分力を入れてくれないのだ、従つて十分な予算的な裏づけがないから、任意共済を

やつて、その方で事業の収益によつて、その人件費等の経費をカバーして行かうというねらいがあつたやに聞くのでございませうが、局長はその辺の経緯は御存じございませうか。

○小倉政府委員 御指摘のような事情は、これはまつたくなかと思ひます。特に任意共済を法律改正によりましてできるようにいたしました、その目的の中に含まれてはいる意図のうちには、そういう意図はなかつたと思ひます。

○吉川委員 實際農村へ入つてみますと、農地開放によつて農村の民主化をねらい、それから農地開放ということ、土地の生産力の増強という二つの目的をもつてやつたのであります。農村の民主化に急いで、農業の生産力の増強というやうなことは、十分行われていない現状であります。それはともあれ、農村の民主化と言ひながら、實際は農地開放によつて小作人が自作農になつたといふやうなことが、農民をして非常に保守性を強化したといふやうな点が事實にあるのであります。そういう農村は依然として、上から来るものは御無理ごもつとも受けけるし、下から来るものはものにならな

いといふやうな弊風が、やはり抜くべからざるものがあるのです。そういうときに、強制共済とあわせて任意共済を持つて行くといふことになる、そこに先だつての公流人の述べられた通りに、共済制度といふものに對して非常に徹底を欠いてゐるために、不十分な認識の上に立つ農民は、強制共済と間違えて、何でも押しつけられたままを受けているといふやうなことが、共済事業の將來に對して支障を來して

るのじやないか。それが共済制度に對するところのいろいろの批判、非難となつて、あるいは不信となつて現われている原因の一つではなからうかといふことを、私は心配いたしますので、この点局長に特に考慮を願ひたいと思ひます。先だつての公流人の御意見を総合いたしました、本制度が農村の事情に合わない点が相当にあるといふことを感じた。そこでもつと徹底させなければならぬ。そのためには、私は門戸をいたづらに広げることだけでは、経営上の危険負担を増大して、その上この重要制度の確立の上に妥當性を欠くやうなことになるのではないかと、私には心配してゐるのでございませう。こういう点については、私特に局長に御留意を願ひたいと思ひます。

それから現在共済事業が末端へ参りますと、特に私の長野原のごときは、農協と共済組合とが同じ建物の中におり、組合長はほとんど兼務をいたしておられます。そこで末端においては、農協にこの事業は非常に依存をしてゐるのですけれども、上級機関では、たとえば政府から参つて来たやうな金は市中銀行へ入れて、系統農業団体に預金をしない、こういうやうなことが現に行われております。むしろ私はこの補償法を改正して、短期農業金融のできるときに持つて行かなければならぬとさえ考へてゐるのでございませうが、少くともこの共済のための金は、農業協同組合の系統機関を利用する、そして農業金融の一助にして行くといふやうな考へ方を持つべきであると思ふのですが、局長はどういうふうにお考へておりますか。

○小倉政府委員 御指摘のような事情があるやうに私も察しておるのであります。この点につきましては、これは共済事業のために農家から集まつて来るいろいろの掛金、その他のものの運用といふやうなことにつきましては、これはなるべく農業金融に役立てるやうに、系統金融強化に資するやうに運用すべきであるといふ方針をとりたいと思ひます。

○吉川委員 農民から私たちが聞くことは、どうも農業共済事業のために非常にむだな経費を使つてゐる。そのために二十億、三十億からなる賦課金等をかけられて、あるいはまた共済金の支拂い額等について、農民の納得のべきなやうな数字が現れて來てゐるというやうなことで、この共済事業に對して、組合員であるべき農民から、相當な苦情を私は聞いてゐるのでございませう。これは結局中間にむだな経費がかかるのではなからうかと思ふので、思い切つてこの農業共済事業は、農協のない所や、一つの村で二つも三つもあるやうな所もあるでございませうから、全部というわけには行かないでしようが、原則として、末端においては農協にこの仕事を任せしめるといふやうなことがいいのではないかと、思ふのですが、この点について局長はどういうふうにお考へになりますか。現在の共済組合員は、公選人各位の申された通りに、この事業に對するところの関心がきわめて薄いのです。ですから總會などに集まつて來ないことは、本法改正の趣旨の御説明のあつた通りでございませう。この事業の普及、啓蒙といふものがどういふふうに行われておりますか、お答え願ひたいと思

います。農村には、農民のための団体である限り、団体が併立されて幾つものことができることは、農民を迷わせるものであり、農村全体の能率あるいは経済に及ぼす影響は相当大きいものがあるのをごいいます。そういう点から、私はなるべく合理化して行きたい。そして末端を統一化して、むだを省いて行きたいと思うのをごいいます。が、どういようなお考えでござい

ますか。
○小倉政府委員 御承知の通り、共済事業と、それから協同組合が営むいろいろの協同事業とは、おのずから性格が違ふ。組合の組織運営についても相違がございいますので、協同組合と災害補償法を制定するときには、これはどうして別団体でなければならぬというところであつたのでありますが、その後両法案の施行の現実の事態を見て参りますと、御指摘のように、事務所あるいは役員といった方々には共通した面が相当ございいます。さういふ現実の事態をどう見るといふことに私

はかかわるのではないかと申すのであります。もちろん協同組合と共済組合が同じ屋根の下におるからと申しまして、必ず両団体を統合しなければならぬということには相ならぬと思ひますけれども、その間にも少し制度の上で連絡があつていいのではないかと申すことは私も考えるのであります。どういふふうな連絡をつけるかというところにございまして、これはその利害得失もよく考えた上で措置をしたいと思ふのをごいいます。ある一定の条件を備えた協同組合ならば、たとえば共済事業の同一業務を代行してもよろしいといつたようなことは、これは十分考

え得られることで、その辺は両法案を施行して参りました現在におきましては、そろそろ検討すべき事柄である。こういうふうな考えです。

○吉川委員 私は末端の農民の立場を考えますと、今申し上げたことを強く主張したいのをごいいます。共済制度の本質にかんがみましますと、もし農業協同組合に末端を統一するといふこと、あるいはまかせるといふことが適當でないとするならば、たとえば共済協会の主張にもあります通り、協同組合の建物の中で、あるいはまたその中で仕事を兼務してやつてもらふというふうなところのいろいろの問題が起きているのだ。だから共済事業は、強制共済の仕事は農協の中になく、方

が問題がなくなるのだといふふうな見方があるようにございいます。これは私にございいます。もしそういうことが事實ありとするならば、ここで任意と強制とを分離して、そうして本来強制共済を共済組合が行うのであるが、それは行政機関であるところの町村役場の中へ持つて行つてやらしたならば、私は共済協会の心配なさるやうな問題は解決するのではなからうかと思ふ。そういう考え方をするときには、なおさらのこと私はこの任意と強制との分離問題は必ず起つて来る問題であらうと思ふのをごいいます。これについてただいままでの局長のお答の様子では、まだ何らのお考えはないと思ひますが、あつたらお答えを願ひたいと思ひますが、御用意がないと思ひますから、今後の問題としてひとつ御検討をお願いしたいと思います。

役員の任期の問題についてであります。が、役員の仕事が複雑であり、非常に技術的な内容を持つていふやうなことから、本事業の業務に習熟する必要があるから、任期を三年にしたといふこととございいます。これは農業協同組合法の改正の場合でも同様であつたと思ひます。私は適當であると思ふのをごいいます。この際伺つておきたいことは、生命保険の保険医のよう、農業技術員の整備強化といふことが、私は役員の業務に習熟するといふことも必要であります。それ以上はこの技術員の問題が重要な問題ではなからうかと思ふのであります。この改正にあつて、そういつた問題の考慮がないのをごいいます。けれども、一体そういつたことをお考えになつていられるのですか、ないのですか。お答えをお願いします。

○小倉政府委員 共済組合の技術員の問題について、それを充実にと申します。その技能を上げるといつたやうなことに對しての考慮が足りないのではないかと申す御指摘がございいます。その点につきましましては、大きな問題として、事業の普及員あるいは協同組合の技術員なり、あるいは共済組合の技術員なりの問題と相関連いたします。今後これを重点とし、その仕事の分担をどうするかということについては、これは大きな研究問題ではないかと思ふのであります。私もそのさしあたり問題といたしましては、たとえば家畜診療所といつたやうなもの施設を充実するといふことを考えております。なお役員ばかりでなく、職員につきましても事務に習熟する必要があるのをごいいます。その教育訓練といふことについても若干

の予算を計上いたしております。○吉川委員 政府の提案理由の説明を拜見いたしますと、長期均衡性をうたつておられますが、日本のたゞいまの現状といふものは、最近非常に降雨量が多くなつた。それから二十二年以降といふものは毎年台風禍がございいます。戦時、戦後の過伐濫伐によつて山が荒蕪をして、非常に災害が多いのであります。その上に公共事業費は十分に盛られていないために、災害復旧が不徹底でございいます。しかも食糧問題が窮乏をしいた關係上、收奪農業が行われまして、地力は非常に減退をしまして、災害が起りやすい状況になつております。あるいはまた戦時、戦後の家畜衛生施設の不徹底というやうな、事業を総合的に考えてみますときに、外國の共済制度と日本の共済制度を同じうに考えることは、私はできないと思ふ。ただいま公共事業の方で見ると、災害復旧の問題でござい

ますが、法律を見ますと、三年にわけて事業費を國が支出をいたしてあります。どうして三年にわたるかと申すことを調べてみると、昔は忘れたところ災害が起ると言われた。ところがその法律をつくつた時分には、三年に一ぺん災害が来るという、それで三年にわけてやるならばよいといふじやないか。國の負担がなるべく長く長く支出するやうな、財政のやり繰りの方がぐあいがいいのではないかと申す。で、三年にわけてやるという制度が生れた。ところが現実にどうかといふと、最近では毎年災害なんです。こういうやうな日本の現状から考えますと、長期均衡性をはたして保持でき

るかどうかといふ大きな問題があるわけなんです。が、そういう問題についての見通しはどういふようにお考えでございいますか。

それからもう一つ、この一部改正に關する法律案についてのお尋ねとして、そも、共済制度といふものについて、私たちは、災害を補償するといふやうな段階から一歩進み、災害を未然に防ぐといふやうな努力が行われな

い限り、この長期平衡性の保持といふことは非常に困難だと思ふのであります。が、災害を未然に防止するといふやうな手をつたれ、努力をなされておるかといふことを、具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 共済事業の收支の長期均衡といふことについて、最近災害が累増して参るという事情から、そういうことはなかなか困難ではないかという御指摘がございいます。さういふ事情もわれわれは承知しております。さういふことに心配をいたしております。それでそういう事態に對処いたしますために、掛金の算出の基礎でありますところの被害率を計算いたします場合に、最近の年度に重点を申します。ウエートを置いて計算をいたして、そして長期均衡が終局的にはとれるやうに考へておるのであります。たとえば今度の水稻料率の改訂にあたりまして、この補償制度開始後のときと、それから保険法時代と、それ以前の時代といふやうにウエートをわけまして、最近の事情を相当織り込むといふことにいたしております。

次に災害の未然防止の措置でござい

んでおりまして、たとえば冷害あるいは旱害等に対する抵抗力の維持といったようなことについての品種の改良の問題もございまして。そのほかにおお最近非常に多くなつて参りましたのが病虫害の問題でございまして。そういう点につきましては予算も相当計上いたしまして、通常災害ばかりでなくて、異常の病虫害の発生にも相当補助ができるように計画をいたしております。なお共済組合自体におきまして、單純に事業を運営するというばかりでなくて、いわばその延長といたしまして、防除事業について他の団体に協力して参るといふ態勢を、だん／＼と整えて参つておる次第であります。

○吉川委員 具体的に伺いたいのです。ありますが、大分時間がかかるようでございますから簡単にいたします。

農政局長は、この共済事業だけでなく、もつと広汎なお仕事を担当しておいでになるのでございまして。たとえば局長のところで積極的にやつていただけではだめなところ、たとえば一つの例を申しますと、この防除の問題等に關連して、農薬の原料の確保については、まづたく農林省は無力で、一向にそのめんどうを見てもらえないので、農薬の製造業者は非常に困つてゐるのです。この一事を見ただけで、一体農林省は何をやつてゐるのか、わからぬ。これは共済の仕事と直接關係ないようではございまいけれども、私はこれは局長の所管であると思つてゐます。だから災害を未然に防止するといふような問題に対する農林省の熱意を私は疑ふのです。それからまたこの共済組合の事業について、農村からいろいろの不審等が出て来ることに

ても、団体にまかせきりで、この共済事業を担当してゐる農林省の指導監督、そういうことに對してほんとうに真剣におやりになつておるかどうかといふことについて、いささか疑問をさしたまはざるを得ないのです。そういった点について今後十分御考慮願ひたいと思ふ。日本の現状は、農業共済制度といふものが、拡充され、發展の方向に進められなければならないときに、これが喜ばれなければならない組合員である農民に非難をされてゐる、不審な態度をもつて見られておるということであつては、私はまことに遺憾にたえないと思ひます。この問題については私はこれ以上お尋ねはいたしません。共済制度の健全な發展のために心がかりになる諸点をお尋ねいたしましたのでございしますが、なおこのほかに運営の問題とか、あるいは経費の費途の問題であるとか、またたとえば共済金が組合員の手に入るまでの過程において、いろいろの疑いを持たはさしはさざるを得ないような問題をまだ感じてゐるわけでありまして。そういう問題に対する質疑をこれから續けて参りますならば、たいへん時間もおかかりますし、小委員会も設けられまして、私は小委員会の方で十分この問題を究明したいと思ひますから、この席ではこの法の一部改正に關する質疑は打ち切りたいと思ひます。

次に基金の問題とそれから臨時特例法の問題について、二、三点を伺いたいと思ひます。基金制度は保險事業を進行以上これは絶対不可欠な問題で、今ごろできるということは、むしろおそきの感があるのでございまして、

私はこの問題については別に異議はないのでございしますが、この基金は強制共済のみに充てるお考えなのか、それとも任意共済をも予定されてゐるのか、任意共済において赤字の生じた場合に、もしこれに關係がないとするならば、どういふ措置をお考えなのか、お答えを願ひます。

○小倉政府委員 基金法についてのお尋ねであります。任意共済は基金の目的に入つておりませんので、これは法律上はできないといふふうに解しております。それならば任意共済の場合に損失が出たときにどうするかといふことではございしますが、この点は実はこの制度によらないで、協同組合金融その他によらねばならないものと考えております。

○吉川委員 基金を三十億とした根拠はどうなんですか、不足を生じた場合は財政資金の導入を予定してゐるといふふうなお話でございしますが、予算上どのような措置がとられておりますか。

○小倉政府委員 基金の資本金を算定いたしました場合に、まず問題になるのは、今後どの程度の不足金が出るかといふ予測でございまして。ところが災害といつてもできないといふことに相なるのであります。しかしながら、過去の被害といつたようなことを見まして、最悪の事態を想定することはできません。そこで今後四、五年の間に最悪の事態が生じた場合には、どの程度の不足金が生ずるかといふことを算定いたしますと、約六十億近くになるのであります。そうしますと、この四、五年を対象にするためには、それぐらい

の金があることに相なるのであります。これは今申しした通り不測の事態に備へ、しかも数年の間にわたりますので、それをただちにここで心配をするといふことは財政の都合もありまして、また農家経済といふこともあります。この基金では、さしあたり必要な額といふことで考えておるのであります。そういういたしますれば、政府の出資十五億は、基金の設立と同時に拂ひ込まれますから、十五億以上の資本金がで、やがてそれがふえて行くことに相なりますので、さしあたりの問題としてはこれでいいのではないかと思ふのであります。なおしかし、これで足らぬ場合も想像しなくてはなりません。そういう場合に、出資を増加するといふことはもちろん間に合いませんので、国庫余裕金といつたようなものを借り入れまして、それによつて融通するといふふうなことを考えておるのであります。

○吉川委員 今、根拠ははつきりしない。最悪の場合には六十億、そこでその半額ぐらいが予定されたといふわけなんです。ところがその後いろいろ各方面から批判がありまして、半分農家に背負わせる――連合会に背負わせるといふことは、結局農家に背負わせることですが、それは少しひどいじやないかといふことから、この半額の十五億を五箇年分割拂いでやるというので、そうすると最初に三十億を予定したものが十何億か二十億足らずのものしかできないのでございしますが、それでさしつかえないのでございしますか。

○小倉政府委員 三十億にいたしましたのは、農家出資の十五億を分割拂ひにいたしまして、これは農家経済といふことから、一時に十五億出すといふことはとうてい至難でございまして、また普通のこういう資本も、必ずしも一時に出すことは建前ではございませぬので、当然これは分割拂ひになります。が、さればといつて、政府の出資する分まで分割して拂ひ込むといふことは、基金の資本金が拂ひ込まれるのが十分でないといふことで、特に国家資金につきましては一時に拂ひ込む。農家側の出資の方はこれを通常のやり方でもつて拂ひ込むということにいたしましたのであります。その結果、たとえば初年度におきましては、政府の出資十五億と連合会側の出資二、三億といふことに相なりまして、十七、八億になります。が、このさしあたりの一年間ぐらいを想定いたしてみますと、それぐらいの資本金が拂ひ込まれれば、相當の事態でも対処できるというふうなことを考えておるのであります。

○吉川委員 申すまでもなく災害補償制度は、特に強制共済の制度の趣旨にかんがみまして、負担を農家に課するといふことは安当でないと思ふので、これは全額国庫負担というふうなことはお考えにならなかつたでしようか。何か国の財政の現状を考へて、まあ半分くらい国が持つ、それから受益団体である連合会が残る半分くらい持つのが当然じやないかといふような御意見も伺つたと思ふのでございします。が、一体政府は、国の財政の現状と農家の経済の現状を同等とお考えなんですか、今までの日本の農民の生活は、国全体から見ますならば、しいたげられた生活をやつて來てゐることは、私が

申すまでもなく証明できる問題なんです。そういう農民以外のものを含めたその上にある国の財政、それと不利益な立場に置かれたところの農民だけの連合会に半分を負担させるというところに、私ははなはだ納得のできないものを感ずるのでございますが、どういふふうにお考えになりますか。

○小倉政府委員 連合会の出資十五億についての考え方でございますが、もちろん災害補償制度は、相当直接的に国が関与している制度である。たとえば再保険をやるとか、あるいは連合会の保険についても、掛金なり保険料の相当部分を出すといったようなことによつて、国家が相当直接的に影響しておるといふことがいえるのであります。従いましてそういう国家的な影響という点と、災害補償制度という点を考えますと、出資金の全部を国が出しても、必ずしも私はおかしくないと思ひます。そういう御意見も十分立ち得ると思ひます。しかしながら、共済事業というところでよくおわかりになりますように、これは本来農家の共済事業である。ただそれが農家だけでは成り立ちがたいので、政府が相当援助する。いわば政府と農家側とが共同してこの事業を成立せしめておるといふ關係に相ならうかと思ひます。そうすれば、この制度の健全な運用すなわち共済金の不足金を融資するための基金も、政府と農家とが共同して出資をするということが、制度の本来の性質にむしろ沿つておるといふふうに私は考へるのであります。従いまして資本金につきましても、三十億の半分は政府、半分は連合会側というふうにするのが妥当ではないかというふう

うに考へるのであります。

○吉川委員 農政局長。農林省はひとつ農家の立場になつて、もう少し考へてもらなければ困る。農家の共済事業だとは申しませんが、それならば農業共済法とやればよい。農業災害補償法とやつたのは、いわゆる災害補償制度というものは、これは国がめんどうを見ることなんだ、そうしてしかも強制共済なんだから、これを普通の場合と同様に考へられては困るので、通産省あたりがいつも農林省に對立をして、肥料の問題でいへば、メーカーの肩を持つて需給調整法案に反對したりやるでしょう。農林省はもう少し農村の立場をひとつ考へてもらふと、今にあなたの方の担当している農林省なんかなくなつてしまふですよ。もう少し真剣に考へてもらいたいと思ひますね。これはあるいは同僚議員から御質問があつたかと思ひますが、この基金制度の運用については、もう少し具体的なお答えを聞きたいのです。たとえば役員は多分会員中から選ばれるのだと思ひますが、それから委員会の構成、それから特殊法人となると、何か弊害が助長されるような感じがするのですけれども、そういう点については心配ないものでしょうか。

○小倉政府委員 役員は会員の中から選出するということには、必ずしも法律上は限定されておらないのであります。それから運営委員会についてのお尋ねだと思ひますが、これは共済事業は、地域によりまして若干利害關係を異にするという關係にございまして、で、ブロック的に、たとえば全国八ブロックというようなブロックにおきまし

て、そのブロックの中に属する連合会から一人ずつぐらい、都合八人出てもらう。他の五人は學識経験者といったような方が加わつてもらつて、基金のいわゆる諮問機關にしたい、かようなつもりでいるのであります。

なお特殊法人にしてかえつて弊害はないかというお尋ねでございますが、むしろ私どもの考へておりましたは、政府も半額出資しておりますし、足りない部分は財政資金を何らかの形においてこゝへ導入するというようなかっこうに相なつておりますので、特殊法人にしてこの基金の運用の健全をはかりたいというふうに考へておるのであります。

○吉川委員 役員会は会員中からには限らぬ。そこは明確に案文に規定されておられますが、そうすると大体どういふことを予想されておりますか。

○小倉政府委員 もちろんこれは總會で選任されるのでございまして、役所の認可ということも手続として必要になつて参ります。なるべく總會の意思を尊重して行きたいと思ひますが、たとえば全部連合会の役員外から選ぶというふうなことはむしろ相當ではないので、むしろ相當の人は連合会の役員の方から選任されるということが望ましいのではないかと思ひます。

○吉川委員 どうもはつきりしません。小委員会でもつとはつきりすることにはいたしません。次に先日公述人の全国共済協會の下山さんが、アメリカの専門家が来て、日本の共済制度を三箇月にわたつて調査研究をされた。そして助言がなされた。それによつて今回の臨時特例法案というものが出来たんだということ

を申されましたが、その通りでございしますか。

○小倉政府委員 アメリカのロウ博士の勧告と申しますか、示唆があつたことはこれは事実だろつと思ひます。しかしこの勧告があつたからというわけではございませんので、これはロウ博士が来られる以前から、農家單位にしてはどうかという意見もございましたし、また最近だん／＼と共済金額がふえて参る。従つて共済掛金が農家の負担として目につくようになって参るというところになりますと、そこに何らかもつと農家の負担を軽減し、しかも共済制度の目的を達成できるような制度はないかということが常々關係者の間で研究されておりましたので、たまたまロウ博士の見るところとそれが一致いたしましたので、今回実験的にそれを実施してみようということにいたしましたのであります。

○吉川委員 この特例法案は、共済引受け方式を農家單位とすることは、統制撤廃後に処して完全收穫保險を目的としてつくられていたが、供出制度を根拠として、強制制度としております。現行制度の建前をくつがえすものであると思ひます。ことにただいまアメリカの助言も受けないではない、しかしそれだけによつたのではないというお答えでございましたけれども、私はこれは非常にアメリカのおいがるような気がするので、日本農業にアメリカの農業保險制度を当てはめることに、私は非常に矛盾があると思ひます。日本の農業の零細なことは、私がここで喋々するまでもないのです。アメリカのようなああいふシンブルな経営をやつておると、日本のよ

うに非常に零細にして、しかもその内容に入つてみるとまことに複雑なんです。が、この複雑多岐なこまかい農業をやつておるところと、農家單位の考へ方というところは、言うべくして實際行われないのじやないか、非常な困難が伴うのではないかと思ひます。このアメリカ式の方式で一体いいののか、非常に私はここに矛盾を感じるのでございしますが、局長はどういうお考えでございしますか。

○小倉政府委員 農家單位の保險を実施するという場合に、御心配のようないふずかしい問題がいろいろ生ずるだらうというところは、想像にかたくないのであります。ただ現在の一筆單位の制度が非常に合理性を持つかどうかというところになると、これまた若干の疑問があると思ひます。特にこの保險法時代以来一筆單位でございしますが、それは何といたしまして、従来の小作制度、従つて減免の慣行といったこととあらはらなしてあり、その關係上、補償制度においても一筆單位ということに相なつたことは否定することができなない事実だろつと思ひます。さうな小作料の減免といったようなことが、摘示するほどの重要性を持たなくなつたということになりまして、そういう沿革から来たところの一筆單位にこだわる必要はなくなつて参つたのであります。災害補償と申しますのは、本来は農家の生活、従つてその所得を保障するということが目的であるはずでありますから、さうでありますれば、一筆單位でなくとも、農家單位でそれがより合理的にできはしないかというところが、この実験をやつて参りま

す目的でございます。しかしながらそれが一体可能かどうかということについては、御指摘のような心配があります。一番大きな問題は被害率の問題だろうと思うのであります。従来の一筆単位であれば、町村別にずつとでき得るものでありますけれども、農家単位の場合には、被害率が町村単位でいかどうか、農家別に相当かわつて来はしないかということが一番大きな問題であろうと思ひます。従ひまして、そういう点につきまして、いいとして、全面的に実施できるかどうかについては、なお若干の問題があります。従ひましてこれを強制的ではなくて、組合も納得の上、しかもある程度全国の代表ができるような数と場所を選んで実施して参り、その間農家がどういう受け答えをするか、また実験材料によつて全面的に補償制度改正をできるかどうかといういろいろな問題を検討して、初めて実施すべきかいなかがきまるものであらうと思ひのであります。

○吉川委員 私ほただいままでの政府のお答えやら提案理由の説明等を総合いたしましたして、特に臨時特例法案なるものについては非常な疑義を持ちます。政府自体が一体どういふ結果になるかは見通しは立つていない。やつてみなければわからないというやうなことを、テストのために一億二千万円もの財政支出をするというやうなことは、私は非常に適當でないと思ひます。いろいろの疑問を持つのでございますが、あけて小委員会でお尋ねすることにして、私の質疑は終ることにいたします。

○遠藤委員長代理 他に質疑はございませんか。
〔なしと呼ぶ者あり〕
○遠藤委員長代理 これをもつて通告者の質疑は全部終了いたしましたので、本案に対する質疑は一応終了することにいたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二分散会